

# 令和8年度取手市男女共同参画審議会会議録

- ◆開催日時： 令和8年5月29日(金)午後2時00分～午後3時40分
- ◆開催場所： 取手市役所 議会棟 第四委員会室
- ◆出席者： (敬称略:五十音順)  
【委員】 猪瀬 哲哉、賀曾利 清、金久保 紀子、志村 俊晴、下園 淳子、間宮 真知子  
【事務局】 市民協働課 課長(田村)、係長(竹屋)  
【傍聴人】 なし
- ◆欠席者： 無し
- ◆配布資料： 会議次第  
審議会委員名簿  
資料1 計画策定スケジュール  
資料2 計画策定の考え方  
資料3 第5次取手市男女共同参画計画(案)  
調査結果報告書 取手市男女共同参画に関する市民意識調査  
調査結果報告書 取手市男女共同参画に関する事業所意識調査

審議会開催にあたり以下の事項を確認し、出席委員全員が賛成。

- ① 会議は原則として公開する(取手市男女共同参画推進条例施行規則第9条第5項)
- ② 議事録は要点形式とし、委員長以外の発言は「委員」と表記し、公開する
- ③ 議事録は事務局が作成し、メールにて各委員に確認のうえ確定する
- ④ 議事録作成の補助手段として録音した音声データは、議事録確定後に消去する
- ⑤ 審議会に関する文書は事務局内で処理し、決裁する

## 1. 開 会

事務局から、取手市男女共同参画推進条例施行規則第9条第2項に基づき、委員の過半数(委員6名全員)の出席により会議が成立していることを報告。

## 2. 委嘱状交付

(中村市長から委員へ委嘱状を交付)

## 3. 委員自己紹介

(委員 自己紹介 ※委員名簿順)

## 4. 会長・副会長選出

(取手市男女共同参画推進条例施行規則の第8条第1項に基づき、会長に志村委員、副会長に間宮委員が選出される)

## 5. 会長あいさつ

## 6. 諮 問

## 7. 市長挨拶

## 8. 議 事

(取手市男女共同参画推進条例施行規則の第9条第1項に基づき、会長が議長となり議事を進行)

### 第1号 第五次取手市男女共同参画計画策定スケジュール

(事務局から次の資料のとおり説明)

○会長  
委員から意見はあるか。

⇒ 質疑・意見なし

### 第2号 第五次取手市男女共同参画計画の体系

(事務局から次の資料のとおり説明)

資料2 計画策定の考え方

資料3 第5次取手市男女共同参画計画(案)

○会長  
委員から意見はあるか。

○委員

「主要課題6. 日本人と外国人がわかり合える環境整備」現状と課題に記載している”外国人”の定義を確認したい。帰化している人も含まれるのか？

⇒(事務局)

在留資格別では「留学」が多いですが、従来どおり永住者も含めた、様々な背景を持つ方を引き続き支援するという考え方です。他方、従来は留学生に対する施策が弱かったことから、ここを強く記載しています。

○委員

日本に帰化している保護者の中には、学校からの文書の意味が読み取れないことがあると聞く。「○月○日に、○○費を持ってきてください。」という文は読めても、「どこへ」「誰に」「どのように」渡せばいいのか、が書かれていないので分からないとのこと。日本での習慣など”あたりまえ”を外国人は理解できていない、という前提で発信を見直すことも必要。取手市に住んで良かった、と思われるような街にしてほしい。

### ○会長

学校からの文書が読み取れないとの話があったが、パソコンの普及により私たち日本人も同様に、聴くことは出来ても読めない、または読むことは出来ても書けない、など読み書きが出来なくなってきている。日本人である我々も省みる必要性を感じる。ほかに意見は。

### ○委員

- 今、議論にあったように日本人と外国人の括りが難しい。「外国人」よりは「外国出身者」のほうが合致しているのではないか。支援を言葉で表すのは簡単だが、個人によって状況が異なるためしっかり寄り添った支援を行ってほしい。
- 多文化共生という言葉は理念的であり、印象として「多文化を受け入れなければならないのか」と受け取れてしまう可能性がある。行政の計画に記載するのであれば、より具体性が望まれる。
- 主要課題6「日本人と外国人がわかり合える環境整備」となっているが、基本目標2が「誰もが安心して暮らせる環境づくり」なので、「外国出身者が安心して生活できる環境づくり」などが好ましいのではないか。
- 「施策の方向性⑫ 地域社会における多文化共生の推進」の”多文化共生”の部分は、「地域社会のルールの共有」「日本の文化・生活様式を知る」など、取手市として外国出身者の方たちが安心して暮らせる環境をどのように作っていくのかを記載すべきではないか。

### ○委員

- 「主要課題6. 日本人と外国人がわかり合える環境整備」の現状と課題で統計情報を出しているが、帰化しているかたも含めて示すことは大事だと思う。また国籍は日本に帰化していても、元々の文化背景が日本以外であるということを示すために、“外国にルーツを持つ”という言い方も有りえるのではないか。
- 「制度の壁」、「言葉の壁」、「心の壁」という3つの壁があると言われるが、今、取手市民として暮らしている外国にルーツを持つ方たちに、取手市民であり続けてほしいのであれば、その方たちに住みやすい環境を整えることが重要
- 施策の方向性⑬「外国人住民の教育機会の確保」について、「日本語教育の推進に関する法律」でも定められているが、社会教育の視点から大人も学び続けられる場の提供があって良い。取手市も、もっとできることはあるのではないか。
- 施策の方向性⑪及び⑫のように、具体的な課名を挙げて担当課に意識させることは大切な視点である。

### ○会長

施策の方向性⑫には”啓発”という言葉もありえるのではないか。そのほかに意見は。

### ○委員

多文化共生施策の取り入れ方について、事務局としてはどの程度まで具体性をもって盛り込む考えなのか。

⇒(事務局)

近隣自治体でも多文化共生プランを策定している例はありますが、具体的な施策まで踏み込んでいない例も見受けられます。また国の「多文化共生に向けたロードマップ」なども確認していますが、地方自治体の具体的な施策まで落とし込みは難しいとも感じています。

さらに、現在、茨城県市長会、町村会では国に対し要望書を提出し多文化共生についての方針を示すことを求めていることなど、様々な動きがあるため、現時点では多文化共生のみの個別計画を策定する段階には無いと考えています。

一方で、「第四次取手市男女共同参画計画」には元々、「外国人住民が安心して暮らせる環境の整備」(基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり > 主要課題5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援 > 施策の方向性(15))があり

ますので、第五次計画ではこの部分を主要課題として一段階引き上げ、多文化共生の更なる意識醸成と情報発信・相談体制などを庁内各課に意識づけさせることなどを図っている段階です。具体的には、「やさしい日本語」による発信を徹底したいと考えています。そのうえで、個別計画化については5年後の状況次第と考えています。

○会長

まずは外枠・大枠が決まってから次のステージへという考え方とのこと。ほかに意見は。

○委員

市内の女性団体「レディースフォーラムとりで」では、取手市男女共同参画推進条例を小学校の低学年生でも分かりやすく独自に解説した子ども向けのリーフレットを作成している。このようなリーフレットも、今後は”子ども”という表現から”やさしいにほんご”という表現に変えて情報発信していきたい。

○委員

私の地域では、福祉施設で働いているアジア系の外国人がアパートに多く住んでいる印象である。日本人がやりたがらない介護の仕事や夜勤での仕事などをしてくれているものと認識している。個人的には、子どもの頃から日本人も外国人の方も相互に理解し合うことで、共生するうえで大きなズレはないと思うが、一方で寺原(寺田)では留学生が急激に増加していると感じる。

○委員

教育現場では、スマートフォンや翻訳機を用いて対応していると伺っている。他にも食事の問題なども出てくるのではないかと心配している。本当に外国人住民が急激に増加しているので、身近な存在として考える必要がある。

## 9. 閉 会

(事務局)

次回、第2回審議会は6月26日(金)14時から、本日と同じく取手市役所 議会棟 第四委員会室を予定しています。

(会長より、令和8年度の第1回会議を終了する旨を宣言。(15時40分閉会))

以上